

青少年インターネット環境整備法のMVNOに対する適用等についての周知等

1. 青少年インターネット環境整備法のMVNO事業者に対する適用関係及びフィルタリングの徹底について改めて周知※

- ・MVNO事業者各社に対する文書発出（5月11日）
- ・総務省ウェブサイトに掲載

※ 青少年インターネット環境整備法第17条（フィルタリングサービスの提供義務）は、条文上、MNOとMVNOが区別されているものではなく、MVNOについても、音声付のSIMカードなど携帯電話端末等からのインターネットへの接続を可能とする電気通信役務（一部を除く）を青少年が契約し又は使用する場合は、通常、適用されると考えられる。そのため、これらの法令内容について、改めて了知の上、対応を徹底して頂きたい旨を周知。

2. MVNO事業者のフィルタリングサービスの提供状況（平成29年5月25日時点における実施状況の調査（速報値））

調査対象事業者 計54社（契約者数3万人以上（法人含む）の事業者を対象）

- ・フィルタリングサービス提供を実施 : 24社(※2)
- 同 未実施(※1) : 法人向け 15社
- モジュール型 2社
- データ通信専用等 14社
- 18歳未満の契約、利用不可 2社
- その他未実施 3社(※2)

注) 同一事業者でも、サービスに応じ実施している場合、実施していない場合もあり、内訳の事業者数の合計と調査対象事業者数は一致しない。

※1 未実施についての分類は事業者の回答に基づく。

※2 現行の青少年インターネット環境整備法に基づくフィルタリングサービスが提供されていると考えられる社（サービス）。